

市県民税の申告

申告が必要な人

平成18年1月1日現在で市内に住所があり、次のいずれかに該当する人は、市県民税の申告が必要です。

- ◆ 営業や農業、漁業による所得・不動産所得・配当所得・一時所得・雑所得などがある人
- ◆ 給与所得者で：
- 給与以外の所得があつた人
- 雑損・医療費・寄付金・配当などの控除を受けようとする人
- ◆ 国民健康保険に加入している人及びその世帯主
- ※ 所得のない人も申告が必要です。申告をしないと国保税の軽減が受けられない場合があります。

申告が不要な人

- ◆ 所得税の確定申告をした人
- ◆ 印かん
- ◆ 所得を明らかにするもの
- 給与や年金の源泉徴収票
- 各種所得の収支内訳書
- ◆ 所得控除を明らかにするものの
- 国保税・介護保険料の領収書
- 生命・損害保険料の控除証明書
- 障害者手帳
- 医療費の領収書
- など

所得税の確定申告

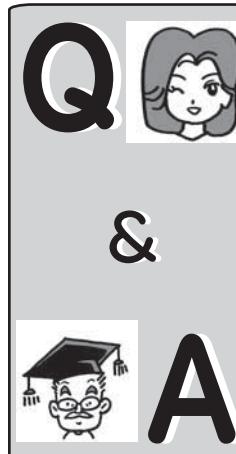
申告が必要な人

◆ 給与以外の所得がある人で、一年間の所得の合計額が所得控除の合計額を超える人

- 給与収入が二千万円を超える人
- 給与を一ヵ所から受けていて、年末調整も済んでいるが、他の所得が二十万円を超える人
- 給与を二ヵ所以上から受けていて、年末調整されていない給与収入と他の所得との合計額が二十万円を超える人
- 雑損控除・医療費控除・寄付金控除・住宅取得控除・配当控除などを受けようとする人

申告に必要なもの

- ① 65歳以上の老年者控除がなくなつたこと
- ② 国民年金保険料も納付証明書が必要になつたこと
- この二つが大きな改正点じやな！
- 申告期限は3月15日(水)だけど、期限を過ぎても申告できるの？



笠岡税務署 ☎ 089-211-163402